

戸沢村ツアー造成助成金交付要綱

(目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症の影響はいまだに大きく、団体での観光客が減少しているため貸切バスツアー助成を行い、少しでも団体のお客様の回復を図るために助成する。

(助成対象)

第2条 この助成金の交付を受けることのできる対象は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- 2 助成の対象者は、旅行会社（旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づく旅行業の登録を受けている旅行会社をいう。以下同じ。）とする。
- 3 助成の対象経費は、旅行会社が次の各号に掲げる要件をすべて満たすツアーを催行した場合に要した経費とする。
 - (1) 貸切バスを利用した旅行商品であること。
 - ※ 貸切バスとは、高速道路の車種区分で中型車以上に該当するバスとする。
 - ※ 行程の一部に鉄道や航空機利用を加えるものを含む。
 - (2) 旅行商品の行程で、戸沢村内で体験又は食事を2か所行程内に入れること。（買い物などの立ち寄りを除く）
 - (3) 令和6年2月29日出発までの募集型企画旅行商品であること。
 - (4) ツアーの募集人数（ドライバー及びガイドを除く。以下同じ。）が15名以上（バス1台あたり）であること。
- 4 県内におけるバスツアー等への助成金について併用することができるものとする。

(助成額)

第3条 助成額はバス1台あたり5万円とし、1社原則50万円を上限とする。

(助成申請)

第4条 助成金の支給を受けようとする者は、戸沢村ツアー造成助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて村長に令和6年1月31日までに提出しなければならない。

- (1) ツアー行程表
- (2) ツアーチラシ・パンフレット等
- (3) その他村長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 村長は、前条の申請があったときは当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは戸沢村ツアー造成助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- 2 申請者は、助成の決定を受けたときは、募集に際してのパンフレットやホームページ

ジ等に、「戸沢村ツアー造成助成金事業」を活用する旨を明記すること。

- 3 ツアーが中止となった場合は、戸沢村ツアー造成中止届出書（様式第3号）を速やかに村長に提出しなければならない。

（報告及び支払い）

第5条 助成の決定を受けた者は、申請に係るツアーを催行した場合は、戸沢村ツアー造成助成金実績報告書(様式第4号)を提出すること。

村長は、当該実績報告書に基づき、助成の決定を受けた者からの戸沢村ツアー造成助成金請求書(様式第5号)に基づき支出する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。